

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和7年6月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険事務
②事務の内容	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務において取り扱う。 (1)第1号被保険者の資格に関する届出の受理、審査及びその届出に対する応答に関する事務 (2)被保険者証及び認定証に関する事務 (3)介護給付、予防給付及び特別給付の支給に関する事務 (4)要介護認定及び要支援認定の認定申請、更新申請及び区分変更申請の受理、審査及びその申請に対する応答に関する事務 (5)第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事務 ＜PMHを活用した情報連携に関する事務＞ ・介護情報基盤（以下、PMHという。）との情報連携のため、個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報の紐付け及び登録をする。 これにより、以下の事が可能となる。 (1)介護保険被保険者証の電子化 ①住民が、マイナポータルを經由してPMHIに登録された自身の介護保険被保険者証情報の取得/閲覧が可能となる。 ②介護事業所が、介護保険資格確認等WEBサービス（別途厚労省が介護事業者向けに開発予定のシステム）を經由してPMHIに登録された利用者の介護被保険者証情報の取得/閲覧することが可能となる。 (2)要介護認定事務の電子化 ①介護認定審査のための主治医意見書について、医療機関とPMHを通じてデータで連携することが可能となる。 ②介護事業所が、介護WEBサービスを經由してPMHIに登録された最新の要介護認定者情報を取得/閲覧することが可能となる。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	(1)資格管理 ・被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格取得及び死亡・転出等による資格喪失等を管理する。 (2)被保険者証等管理 ・被保険者に対して被保険者証及び認定証等を交付する。 (3)保険給付管理 ・介護サービス等の受給に関する届出の受理など保険給付に関する情報を管理する。 (4)認定管理 ・被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査などを実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。 (5)保険料管理 ・被保険者の所得などに応じて保険料の賦課・徴収を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	(1) 団体内統合宛名管理機能 ・団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 (2) 宛名情報管理機能 ・氏名、住所などの基本5情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 (3) 中間サーバー連携機能 ・中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバー ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理機能 ・情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という)」と、情報保有期間内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 (2) 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象分)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 (3) 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象分)の提供を行う。 (4) 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、中間サーバーコネクタ、汎用機との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象分)、符号取得のための情報等について連携する。 (5) 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象分)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 (6) 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象分)を副本として、保有・管理する。 (7) データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 (8) 操作者認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象分)へのアクセス制御を行う。 (9) システム管理機能 ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期間切れ情報の消去を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

システム4	
①システムの名称	PMH
②システムの機能	<PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務> (1)PMH-ID採番及び情報連携の準備機能 ①PMH-ID採番 大分市で管理している個人番号及び介護保険被保険者証情報をPMHIに登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH固有の新たな識別子(PMH-ID)を自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 ②情報連携の準備(識別子の生成・紐付・格納) PMH-IDは、支払基金の医療保険者中間サーバー上の既存の識別子(紐付番号)と紐付けられ、情報連携のため、オンライン資格確認等システムへ連携される。更に、オンライン資格確認等システム上で、紐付番号を基にマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号が紐付けられる。その後、住民がマイナポータルからPMHの初回利用する際に、マイナポータル上でPMHとマイナポータルで共有する新たな識別子(PMH仮名識別子)を生成し、オンライン資格確認等システム上でPMH-IDと紐付けてPMHIに格納して保管する。 (2)情報連携機能 ①マイナポータルからの介護保険被保険者証情報の確認 住民は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。PMHIは、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く介護保険被保険者証情報がマイナポータルへ提供され、画面で確認することができる。 ②介護事業所からの介護保険被保険者証情報の確認 介護事業所の利用者(住民)が、介護事業所でマイナ資格確認アプリを通じたマイナンバーカードによる本人確認を行い、介護事業所が介護資格確認等WEBサービスを端末識別による介護事業所認証を併せて行うことで、介護資格確認等WEBサービスを經由してPMHIに登録された利用者の介護保険被保険者証情報の確認が可能となる。 ③医療機関からの主治医意見書の登録 自治体から利用者(住民)の要介護認定審査のため依頼された主治医意見書について、介護保険者番号と介護保険被保険者番号を基にオンライン資格確認端末を通じて主治医意見書をPMHIに登録する。 ④自治体からの要介護認定情報の登録 介護事業所からの要介護認定情報の確認を行うため、自治体から利用者(住民)の要介護認定の情報について、介護保険被保険者番号を基にPMHIに登録する。 ⑤介護事業所からの要介護認定情報の確認 介護事業所の利用者(住民)が、介護事業所でマイナ資格確認アプリを通じたマイナンバーによる本人認証を行い、介護事業所が介護資格確認等WEBサービスを端末識別による介護事業所認証を併せて行うことで、介護資格確認等WEBサービスを經由してPMHIに登録された利用者の要介護認定情報の確認が可能となる。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] 医療連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム [☒] その他 (オンライン資格確認等端末、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー、介護保険資格等WEBサービス、マイナ資格確認アプリ)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項及び別表(100の項)、大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(131、132の項) (情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、141、145、158、161の項)、番号利用法第19条第9号
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市福祉保健部 長寿福祉課 大分市企画部 デジタル戦略局 情報政策課
②所属長の役職名	長寿福祉課長 情報政策課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された者	
	その必要性	個人を正確に特定し、適切な介護保険事務を行うため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	(1)個人番号、その他識別情報:対象者を特定するため。 (2)5情報:対象者を特定し、被保険者証、通知書等の送付先情報として使用するため。 (3)連絡先:問い合わせ等の連絡をするため。 (4)その他住民票関係情報:被保険者の住所、世帯状況を把握するため。 (5)地方税関係情報:保険料の賦課、給付事務等を正確に行うため。 (6)健康・医療関係情報:認定審査において主治医の意見書等を使用するため。 (7)医療保険関係情報:第2号被保険者の資格管理、高額医療合算等を行うため。 (8)障害福祉関係情報:適用除外施設への入居の有無を確認するため。 (9)生活保護・社会福祉関係情報:保険料賦課、給付事務等を正確に行うため。 (10)介護・高齢者福祉関係情報:資格管理、保険料賦課、給付事務、PMHとの情報連携事務等を正確に行うため。 (11)年金関係情報:老齢福祉年金の受給状況の把握、年金からの特別徴収を行うため。 <PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務> ・識別情報(その他識別情報) PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 介護保険資格等情報…(介護保険事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	大分市福祉保健部 長寿福祉課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活福祉課、福祉保健課、障害福祉課、国保年金課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (年金機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (医療機関、支払基金) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [☐] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (医療保険者等向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム)
③使用目的 ※		被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付等に関する事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	大分市福祉保健部 長寿福祉課、東部保健福祉センター、西部保健福祉センター、市民部 大在支所、坂ノ市支所、佐賀関支所、大南支所、野津原支所、明野支所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		(1) 第1号被保険者の資格に関する届出の受理、審査及びその届出に対する応答に関する事務 (2) 被保険者証及び認定証に関する事務 (3) 介護給付、予防給付及び特別給付の支給に関する事務 (4) 要介護認定及び要支援認定の認定申請、更新申請及び区分変更申請の受理、審査及びその申請に対する応答に関する事務 (5) 第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事務 <PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務> ・情報連携のため、大分市は、PMHへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、PMHIは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPMHIに応答する。 ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPMHで共有されることでマイナポータルから介護保険関係情報・介護認定情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。 ・医療機関は、大分市から依頼された介護認定のための主治医意見書の提出の際に、介護保険者番号・介護被保険者証番号を利用してPMHIに主治医意見書情報を登録することが可能となる。 ・大分市は、介護保険者番号・介護被保険者証番号を利用して介護保険認定情報をPMHIに登録することができる。 ・介護事業所は、介護保険資格等WEBサービスを經由して、介護認定情報をPMHから介護保険関係情報・介護保険認定情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。
情報の突合		・対象者からの申請書類に記載された個人番号で単件検索を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを經由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		介護保険システム維持管理業務委託
①委託内容		介護システムの維持管理、オペレーションに係る業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社 大分支社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書に基づき、再委託許諾の申請を受け、承諾している。
	⑥再委託事項	介護保険システム維持管理業務委託のうち、夜間オペレータ作業
委託事項2～5		
委託事項2		介護給付費審査支払委託
①委託内容		介護給付費の審査と支払
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		大分県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		PMHを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容		PMHの利用・情報連携業務及び運用保守業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		国(デジタル庁)
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑥再委託事項	PMH-IDの付与、情報連携業務及び運用保守業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (29) 件 ☐ 移転を行っている (6) 件 ☐ 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2の項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(3の項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(6の項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先4	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(7の項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先5	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(11の項)	
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	随時	
提供先6～10		
提供先6	市町村長	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(15の項)	
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	随時	

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(27の項)
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	随時
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(38の項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	随時

提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(42の項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先10	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(56の項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先11～15	

提供先11	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(65の項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先12	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69の項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先13	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(70の項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(80の項)
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先15	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(83の項)
②提供先における用途	地方公務員共済組合法による短期保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先16～20	
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(86の項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	随時

[illegible]

提供先19	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(115の項)	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	随時	
提供先20	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(116の項)	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	随時	

移転先1	福祉保健部 生活福祉課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表23の項)	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	第1号被保険者のうち生活保護受給者(申請者含む)	
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)	
⑦時期・頻度	随時	
移転先2～5		
移転先2	市民部 国保年金課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表44の項)	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)	
⑦時期・頻度	随時	

移転先3	福祉保健部 福祉保健課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表55の項)	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	随時	
移転先4	市民部 国保年金課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表85の項)	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	随時	

移転先5	福祉保健部 福祉保健課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表95の項)	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	第1号被保険者のうち中国残留邦人等支援給付受給者(申請者含む)	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙)
⑦時期・頻度	随時	
移転先6～10		
移転先6	福祉保健部 障害福祉課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表117の項)	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法に基づく要介護認定者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙)
⑦時期・頻度	随時	
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	〈大分市における措置〉 ・入室管理(※)を行っているサーバー室並びに、施錠可能なサーバー室に設置したサーバー等に保管する。また、サーバー等へのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ・バックアップ等を保存する外部媒体については、入室管理を行っているサーバー室にある施錠ができる部屋に保管する。 ※原則として、サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。その他、入室権限を付与していないものが、一時的にサーバー等の管理で入室する場合は、所属・氏名・用務等を記録させうえて、入退室管理カードを貸与し入退室を管理している。 〈PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務〉 PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された大分市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 1. サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2. 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	
〈PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務〉 ・大分市の領域に保管されたデータのみ、PMHを用いて消去することができる。 ・大分市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆介護保険

<宛名>

・宛名コード ・個人番号 ・世帯コード ・氏名カナ ・氏名
 ・通称名カナ ・通称名 ・生年月日 ・性別 ・続柄
 ・郵便番号 ・住所 ・住所方書 ・住所コード ・住民区分
 ・住民日届出日 ・住民日異動日 ・住民日異動事由 ・非住民日届出日 ・非住民日異動日
 ・非住民日異動事由 ・届出日 ・異動日 ・異動事由 ・国籍
 ・入国目的 ・在留期間 ・在留期間満了日 ・外国人住民となった日・転入前郵便番号
 ・転入前住所 ・転入前住所方書 ・転出先郵便番号 ・転出先住所 ・転出先住所方書
 ・住民税情報 ・医療保険情報 ・老齢福祉年金情報 ・送付先情報 ・連絡先情報
 ・口座情報 ・老人保健情報 ・生活保護情報 ・特記事項情報 ・送達記録情報
 ・国民健康保険情報 ・後期高齢者情報

<資格>

・被保険者番号 ・資格異動日 ・資格届出日 ・資格取得日 ・資格喪失日
 ・一号該当日 ・資格異動事由 ・被保険者区分 ・証発行情報 ・施設入所情報
 ・境界層者情報 ・適用除外情報 ・負担割合情報

<認定>

・申請日 ・申請受理日 ・申請区分 ・申請理由 ・申請者関係
 ・申請者氏名 ・申請者住所 ・申請者郵便番号 ・申請者電話番号 ・訪問調査希望日時
 ・調査実施場所 ・調査票回収予定日 ・調査委託日 ・訪問調査日 ・訪問調査開始時刻
 ・調査委託事業者 ・訪問調査員 ・調査結果入手日 ・調査票番号 ・かかりつけ医医療機関
 ・かかりつけ医 ・意見書作成医医療機関・意見書作成医 ・意見書作成依頼日 ・意見書依頼書発行日
 ・診断命令書発行日 ・意見書作成日 ・意見書入手日 ・一次判定日 ・一次判定結果
 ・審査予定日 ・二次審査日 ・審査会会場 ・合議体番号 ・二次審査要介護区分
 ・サービス種類変更有無・認定取消日 ・サービス種類限定有無・認定有効月数 ・要介護認定日
 ・認定有効開始日 ・認定有効終了日 ・要介護認定認定理由 ・認定通知書通知日 ・処分延期事由
 ・処分延期決定日 ・処分延期通知書発行日・サービス種類限定情報・転入者管理情報 ・訪問調査情報
 ・訪問調査特記事項 ・主治医意見書情報 ・審査会意見情報 ・生保2号被保険者情報

<居宅>

・申請受付日 ・届出日 ・居宅有効開始日 ・居宅有効終了日 ・居宅サービス届出番号
 ・居宅介護支援事業者 ・申請代理人 ・給付管理票情報

<国保連>

・受給者異動情報 ・共同処理用受給者異動情報
 ・給付実績情報 ・給付実績明細情報 ・過誤申立情報 ・再審査申立情報

<償還>

・サービス提供年月 ・申請書番号 ・申請給付種類 ・申請日 ・受付日
 ・申請者との関係 ・申請者事業者番号 ・申請者氏名 ・申請者郵便番号 ・申請者住所
 ・申請者電話番号 ・支払方法 ・支払口座 ・通知書送付先 ・保険請求額
 ・利用者負担額 ・審査年月 ・支給決定日 ・支払金額 ・緊急時施設療養情報
 ・特定診療費情報 ・食事費用情報 ・福祉用具購入費情報 ・住宅改修費情報 ・居宅サービス計画費情報
 ・事前相談情報

<高額>

・サービス提供年月 ・申請日 ・申請者との関係 ・申請者事業者 ・申請者氏名
 ・申請者郵便番号 ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・支払方法 ・支払口座
 ・通知書送付先 ・サービス費用額 ・利用者負担額 ・算定基準額 ・支払済額
 ・高額支給額 ・勸奨通知書作成日 ・算定基準日 ・算定世帯コード ・所得区分
 ・老福の有無

<負担割合>

・決定日 ・判定基準日 ・適用開始日 ・適用終了日 ・負担割合
 ・判定根拠 ・本人情報 ・世帯情報

<減免>

・減額申請日 ・申請者との関係 ・申請者氏名 ・申請者郵便番号 ・申請者住所
 ・申請者電話番号 ・減額認定日 ・減額結果通知書送付先・減額 ・減額開始日
 ・減額終了日 ・減額結果通知書作成日・一割負担減免情報 ・旧措置者減免情報 ・社会福祉法人減免情報
 ・特定標準負担額減額情報 ・訪問介護負担額減額情報 ・特定入所者介護サービス情報

<制限>

・一時差止対象者情報 ・控除適用情報 ・支払方法変更情報

<合算>

・高額合算申請情報 ・高額合算支給決定情報 ・高額合算自己負担額確認情報

<事業>

・総合事業対象者情報

<賦課>

・賦課年度
・所得段階
・徴収方法
・保険料額
・賦課期日
・減免情報
・賦課更正事由
・特徴年金情報
・賦課更正日
・特徴年金情報(介護)

<調定>

・賦課年度
・納期限
・調定年度
・徴収方法
・期別
・期別保険料額

<収納>

・賦課年度
・保険料収納金額
・消込日
・分納情報
・調定年度
・延滞金額
・過誤納情報
・徴収方法
・督促手数料額
・還付充当情報
・期別
・収納日
・督促催告情報
・収納種別
・領収日
・滞納情報

<PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加の記録項目>

(1)対象者情報

・個人番号
・PMH-ID
・PMH仮名識別子
・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
・自治体コード
・自治体業務ID
・連携ファイル名
・連携日時
・連携処理ステータス/エラー内容
・制御フラグ(不開示/閲覧停止)
・その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

(2)ユーザー情報

・機関マスタID
・機関ユーザーID
・メールアドレス
・ユーザー氏名
・ユーザー区分
・ユーザー権限ID
・個人番号閲覧可能フラグ
・ユーザー削除フラグ

(3)介護保険関係情報

・介護保険者番号
・介護保険被保険者番号
・資格異動日
・資格異動事由コード
・被保険者区分コード
・資格取得日
・資格取得事由コード
・資格喪失日
・資格喪失事由コード
・広域連合(政令市)保険者番号
・市区町村資格取得日
・市区町村資格喪失日

(4)介護保険認定情報

<主治医意見書>

・事業所番号
・申請日
・作成依頼日
・送付日(意見書送付日)
・依頼番号
・医師番号
・種別(意見書作成料種別)
・記入日(意見書作成日)
・患者名かな
・患者名
・生年月日
・患者・年齢
・性別
・郵便番号
・住所
・連絡先電話番号
・医師氏名
・医療機関名
・医療機関郵便番号
・医療機関所在地
・医療機関電話番号
・医療機関FAX番号
・同意の有無
・最終診察日
・意見書作成回数
・他科受診有無
・他科名
・診断名
・発症年月日
・症状安定性
・症状不安定時の具体的状況
・経過及び治療内容
・処置内容等
・介護他有無
・サービス提供その他の留意事項
・留意事項特記すべき項目
・感染症有無
・添付資料ファイル名
・意見書作成料
・診断・検査費用

<介護認定審査資料>

・要介護認定履歴番号
・要介護認定申請日
・要介護認定申請区分コード
・要介護認定状況コード
・要介護認定申請同意コード
・病院施設等の名称
・病院施設等の所在地
・主治医医療機関番号
・主治医番号
・意見書依頼日
・意見書入手日
・意見書詳細等
・主治医意見書(介護サービスの計画等への利用)同意有無コード
・調査依頼日
・調査実施日
・指定居宅介護支援事業者番号
・委託区分
・認定調査員番号
・認定調査員資格コード
・一次判定日
・一次判定結果
・一次判定結果(認知症加算)
・簡素化除外コード
・簡素化可能コード
・簡素化予定コード
・簡素化実施コード
・簡素化可能結果詳細(配列)コード
・要介護認定等基準時間等
・中間評価項目得点等
・一次判定警告(配列)コード
・状態の安定性
・認知症自立度Ⅱ以上の蓋然性
・認知機能及び状態安定性から推定される給付区分
・認定審査会資料作成日
・認定審査会予定日
・合議体番号
・審査会資料番号
・二次判定日
・二次判定結果
・認定有効期間(開始)
・認定有効期間(終了)
・特定疾病コード
・要介護1の場合の状態像
・現在のサービス区分コード
・調査票「施設利用時の住所」
・現在の状況
・家族状況
・概況調査特記事項
・介護保険給付サービス等
・介護保険給付外のサービス等
・処置内容等
・特記事項
・認定調査票ファイル名
・主治医意見書ファイル名
・その他情報提供資料ファイル名

<介護認定状況(負担割合情報等)>

・交付年月日
・保険者の名称
・保険者の部署名
・保険者の住所
・保険者の電話番号
・要介護認定履歴番号
・要介護状態区分等
・認定年月日
・認定の有効期間_開始日
・認定の有効期間_終了日
・区分支給限度基準額(基準額)
・区分支給限度基準額(期間開始日)
・区分支給限度基準額(期間終了日)
・(うち種類支給限度基準額)_サービスの種類
・(うち種類支給限度基準額)_種類支給限度基準額
・認定審査会の意見及びサービスの種類の指定
・給付制限_内容
・給付制限_期間(開始年月日)
・事業者名等
・事業所番号
・事業所の名称
・届出年月日
・介護保険施設等_種類
・介護保険施設等_名称
・介護保険施設等_事業所番号
・介護保険施設等_入所等年月日
・介護保険施設等_退所等年月日
・利用者負担の割合
・適用期間(開始年月日)
・適用期間(終了年月日)
・減免減額証区分
・適用年月日
・有効期限
・確認番号
・負担者番号
・受給者番号
・保険給付率
・対象サービス軽減割合
・食費軽減割合
・居住費軽減割合
・食費の負担限度額等
・居住費又は滞り費の負担限度額等
・食費の特定負担限度額
・居住費の特定負担限度額等

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不必要な閲覧から情報が入手できないようにする。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 <PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPMHIに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・PMHのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
（入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策） ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報との突合を行い、真正及び正確性の確認を行う。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には、処理前後に二重のチェックを行うことで正確性を担保する。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用対象以外の業務、または個人番号を必要としない業務からのアクセスについては、個人番号が含まれない情報のみを提供されるようアクセス制御を行っている。 <PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・PMHIにアクセスする大分市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・PMHでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPMHIに接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関からはオンライン資格確認端末を利用して既存の閉域網経由でPMHIに接続するが、介護保険者番号と介護被保険者番号を用いて必要な情報にアクセスし、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・介護事業所からはインターネットからマイナ資格確認アプリと介護保険資格等WEBサービスで認証を行った後、介護保険資格等WEBサービス経由でPMHIに接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・介護事業所からは経由でPMHIに接続するが、介護保険者番号と介護被保険者番号をキーに必要な情報にアクセスし、個人番号にはアクセスできないよう制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・介護保険システムを利用する者(職員、派遣者、委託先等)の特定、また、個人番号の照会権限の有無を特定し、個人ごとに割り当てたユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。 <PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・大分市は、PMHのアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・PMHのログインはユーザID・パスワードで行う。 ・PMHへのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・PMHIにおける特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPMHへの連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。 ・連携に利用する外部記録媒体は、パスワードによる制御をかけ、鍵のかかる場所で保管する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ・特定個人情報が表示されたハードコピーの取得を制限する(必要な範囲に限定)。		

- ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。
- ・特定個人情報が表示されたハードコピーの取得を制限する(必要な範囲に限定)。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	(1) 秘密の保持 (2) 適正管理のために必要な措置を講じる (3) 目的外利用及び提供の禁止 (4) 複写又は複製の禁止 (5) 資料等の返還 (6) 業務従事者への周知 (7) 必要に応じて随時調査を行う (8) 事故報告 (9) 承諾を得ていない再委託の禁止 <PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	「大分市における情報セキュリティの基本的な考え方」及び「大分市情報セキュリティ対策基準」を遵守させる契約を結んでいる。 <PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。		
その他の措置の内容	<PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報の移転の際は、番号利用法に定められた業務に必要な情報のみを提供することとしている。 ・庁内連携システムは、定められた仕様以外の連携ができないようになっている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
文書で移転を行う場合、紛失等がおこらないように担当者に文書を確実に手渡す。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

(1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

(1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

(2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。

(3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報流出等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—

その他の措置の内容	<PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ○物理的対策 PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ○技術的対策 PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された大分市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・大分市の端末とPMHとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・大分市の端末とPMHとの通信はLQWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。 <ガバメントクラウドにおける措置> ○物理的対策 1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ○技術的対策 1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2. 大分市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 5. 大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6. ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 7. 大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8. 大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ○物理的対策 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ○技術的対策 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 —	

8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない	
具体的な方法	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 【大分市の措置】 (1) 関係職員(会計年度任用職員等を含む)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 (2) 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務付け、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大分市 総務部総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大分市 福祉保健部 長寿福祉課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問い合わせ先電話番号 097-537-5679
②対応方法	問い合わせを受け付け、口頭または書面により回答する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年6月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-6の②所属長	長寿福祉課長 後藤 剛 情報政策課長 佐藤 善信	長寿福祉課長 情報政策課長		
令和2年12月14日	V-1 実施日	平成27年7月1日	令和2年12月14日	事後	
令和3年6月22日	V-1 実施日	令和2年12月14日	令和3年6月22日	事後	
令和3年9月1日	I-5② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(2か所)	番号法第19条第8号(2か所)	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II-5① 法令上の根拠	番号法第19条第7号(20か所)	番号法第19条第8号(20か所)	事前	事前通知事項
令和6年12月2日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務において取り扱う。 (1)第1号被保険者の資格に関する届出の受理、審査及びその届出に対する応答に関する事務 (2)被保険者証及び認定証に関する事務 (3)介護給付、予防給付及び特別給付の支給に関する事務 (4)要介護認定及び要支援認定の認定申請、更新申請及び区分変更申請の受理、審査及びその申請に対する応答に関する事務 (5)第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事務	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務において取り扱う。 (1)第1号被保険者の資格に関する届出の受理、審査及びその届出に対する応答に関する事務 (2)被保険者証及び認定証に関する事務 (3)介護給付、予防給付及び特別給付の支給に関する事務 (4)要介護認定及び要支援認定の認定申請、更新申請及び区分変更申請の受理、審査及びその申請に対する応答に関する事務 (5)第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		＜PMHを活用した情報連携に関する事務＞ ・介護情報基盤(以下、PMHという。)との情報連携のため、個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報の紐付け及び登録をする。 これにより、以下の事が可能となる。 (1)介護保険被保険者証の電子化 ①住民が、マイナポータルを経由してPMHに登録された自身の介護保険被保険者証情報の取得/閲覧が可能となる。 ②介護事業所が、介護保険資格確認等WEBサービス(別途厚労省が介護事業者向けに開発予定のシステム)を経由してPMHに登録された利用者の介護被保険者証情報の取得/閲覧することが可能となる。 (2)要介護認定事務の電子化 ①介護認定審査のための主治医意見書について、医療機関とPMHを通じてデータで連携することが可能となる。 ②介護事業所が、介護WEBサービスを經由してPMHに登録された最新の要介護認定者情報を取得/閲覧することが可能となる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを使用するシステム システム4 ①システムの名称	追加	PMH	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年12月2日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	追加	<PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務> (1)PMH-ID採番及び情報連携の準備機能 ①PMH-ID採番 大分市で管理している個人番号及び介護保険被保険者証情報をPMHIに登録し、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH固有の新たな識別子（PMH-ID）を自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 (2)情報連携の準備（識別子の生成・紐付・格納） PMH-IDは、支払基金の医療保険者中間サーバー上の既存の識別子（紐付番号）と紐付けられ、情報連携のため、オンライン資格確認等システムへ連携される。更に、オンライン資格確認等システム上で、紐付番号を基にマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号が紐付けられる。その後、住民がマイナポータルからPMHの初回利用する際に、マイナポータル上でPMHとマイナポータルで共有する新たな識別子（PMH仮名識別子）を生成し、オンライン資格確認等システム上でPMH-IDと紐付けてPMHIに格納して保管する。 (2)情報連携機能 ①マイナポータルからの介護保険被保険者証情報の確認 住民は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。PMHIは、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く介護保険被保険者証情報がマイナポータルへ提供され、画面で確認することができる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	追加	②介護事業所からの介護保険被保険者証情報の確認 介護事業所の利用者（住民）が、介護事業所でマイナ資格確認アプリを通じたマイナンバーカードによる本人確認を行い、介護事業所が介護資格確認等WEBサービスを端末識別による介護事業所認証を併せて行うことで、介護資格確認等WEBサービスを経由してPublic Medical Hub（PMH）に登録された利用者の介護保険被保険者証情報の確認が可能となる。 ③医療機関からの主治医意見書の登録 自治体から利用者（住民）の要介護認定審査のため依頼された主治医意見書について、介護保険者番号と介護保険被保険者番号を基にオンライン資格確認端末を通じて主治医意見書をPMHIに登録する。 ④自治体からの要介護認定情報の登録 介護事業所からの要介護認定情報の確認を行うため、自治体から利用者（住民）の要介護認定の情報について、介護保険被保険者番号を基にPMHIに登録する。 ⑤介護事業所からの要介護認定情報の確認 介護事業所の利用者（住民）が、介護事業所でマイナ資格確認アプリを通じたマイナンバーによる本人認証を行い、介護事業所が介護資格確認等WEBサービスを端末識別による介護事業所認証を併せて行うことで、介護資格確認等WEBサービスを経由してPMHIに登録された利用者の要介護認定情報の確認が可能となる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他システムとの接続	追加	[○]その他（オンライン資格確認等端末、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー、介護保険資格等WEBサービス、マイナ資格確認アプリ）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	1 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1（68の項）	番号利用法第9条第1項及び別表（100の項）、大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	重要な変更にあたらない変更 （番号利用法改正に伴う変更）
令和6年12月2日	1 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号利用法第19条第8号及び別表第2（93、94の項） （情報提供の根拠） ・番号利用法第19条第8号及び別表第2（1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、106、109、117、120の項）	（情報照会の根拠） ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（131、132の項） （情報提供の根拠） ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、141、145、158、161の項）、番号利用法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらない変更 （番号利用法改正に伴う変更）

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(1)個人番号、その他識別情報:対象者を特定するため。 (2)4情報:対象者を特定し、被保険者証、通知書等の送付先情報として使用するため。 (3)連絡先:問い合わせ等の連絡をするため。 (4)その他住民票関係情報:被保険者の住所、世帯状況を把握するため。 (5)地方税関係情報:保険料の賦課、給付事務等を正確に行うため。 (6)健康・医療関係情報:認定審査において主治医の意見書等を使用するため。 (7)医療保険関係情報:第2号被保険者の資格管理、高額医療合算等を行うため。 (8)障害福祉関係情報:適用除外施設への入居の有無を確認するため。 (9)生活保護・社会福祉関係情報:保険料賦課、給付事務等を正確に行うため。 (10)介護・高齢者福祉関係情報:資格管理、保険料賦課、給付事務等を正確に行うため。 (11)年金関係情報:老齢福祉年金の受給状況の把握、年金からの特別徴収を行うため。	(1)個人番号、その他識別情報:対象者を特定するため。 (2)4情報:対象者を特定し、被保険者証、通知書等の送付先情報として使用するため。 (3)連絡先:問い合わせ等の連絡をするため。 (4)その他住民票関係情報:被保険者の住所、世帯状況を把握するため。 (5)地方税関係情報:保険料の賦課、給付事務等を正確に行うため。 (6)健康・医療関係情報:認定審査において主治医の意見書等を使用するため。 (7)医療保険関係情報:第2号被保険者の資格管理、高額医療合算等を行うため。 (8)障害福祉関係情報:適用除外施設への入居の有無を確認するため。 (9)生活保護・社会福祉関係情報:保険料賦課、給付事務等を正確に行うため。 (10)介護・高齢者福祉関係情報:資格管理、保険料賦課、給付事務、PMHとの情報連携事務等を正確に行うため。 (11)年金関係情報:老齢福祉年金の受給状況の把握、年金からの特別徴収を行うため。 ＜PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務＞ ・識別情報(その他識別情報) PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 介護保険資格等情報…(介護保険事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	〔○〕本人または本人の代理人 〔○〕評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課、生活福祉課、福祉保健課、障害福祉課、国保年金課) 〔○〕行政機関・独立行政法人等(年金機構) 〔○〕地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体)	〔○〕本人または本人の代理人 〔○〕評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課、生活福祉課、福祉保健課、障害福祉課、国保年金課) 〔○〕行政機関・独立行政法人等(年金機構) 〔○〕地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体) 〔○〕民間事業者(医療機関、支払基金)	事前	重要な変更
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	〔○〕紙 〔○〕電子メール 〔○〕庁内連携システム 〔○〕情報提供ネットワークシステム	〔○〕紙 〔○〕電子メール 〔○〕庁内連携システム 〔○〕情報提供ネットワークシステム 〔○〕その他(医療保険者等向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	大分市福祉保健部 長寿福祉課、東部保健福祉センター、西部保健福祉センター、市民部 大在支所、坂ノ市支所、佐賀関支所、大南支所、野津原支所、明野出張所	大分市福祉保健部 長寿福祉課、東部保健福祉センター、西部保健福祉センター、市民部 大在支所、坂ノ市支所、佐賀関支所、大南支所、野津原支所、明野支所	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(1)第1号被保険者の資格に関する届出の受理、審査及びその届出に対する応答に関する事務 (2)被保険者証及び認定証に関する事務 (3)介護給付、予防給付及び特別給付の支給に関する事務 (4)要介護認定及び要支援認定の認定申請、更新申請及び区分変更申請の受理、審査及びその申請に対する応答に関する事務 (5)第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事務	(1)第1号被保険者の資格に関する届出の受理、審査及びその届出に対する応答に関する事務 (2)被保険者証及び認定証に関する事務 (3)介護給付、予防給付及び特別給付の支給に関する事務 (4)要介護認定及び要支援認定の認定申請、更新申請及び区分変更申請の受理、審査及びその申請に対する応答に関する事務 (5)第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法		＜PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務＞ ・情報連携のため、大分市は、PMHへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、PMHIは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPMHIに応答する。 ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPMHで共有されることでマイナポータルから介護保険関係情報・介護認定情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。 ・医療機関は、大分市から依頼された介護認定のための主治医意見書の提出の際に、介護保険者番号・介護被保険者証番号を利用してPMHIに主治医意見書情報を登録することが可能となる。 ・大分市は、介護保険者番号・介護被保険者証番号を利用して介護保険認定情報をPMHIに登録することができる。 ・介護事業所は、介護保険資格等WEBサービスを經由して、介護認定情報をPMHから介護保険関係情報・介護保険認定情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する(2件)	委託する(3件)	事前	重要な変更
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更に当たらない変更 (現状に合わせた修正)
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	追加	契約書に基づき、再委託許諾の申請を受け、承諾している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	追加	介護保険システム維持管理業務委託のうち、夜間オペレータ作業	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	追加	PMHを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	追加	PMHの利用・情報連携業務及び運用保守業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	追加	10人以上50人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	追加	国(デジタル庁)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無	追加	再委託する	事前	重要な変更

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	追加	書面又は電磁的方法による承諾	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥再委託事項	追加	PMH-IDの付与、情報連携業務及び運用保守業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	提供を行っている(32)件 移転を行っている(3)件	提供を行っている(29)件 移転を行っている(6)件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	厚生労働大臣	全国健康保険協会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(1の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(2の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険の関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2	全国健康保険協会	健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(2の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(3の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3	健康保険組合	全国健康保険協会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(3の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(6の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4	厚生労働大臣	全国健康保険協会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(4)の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(7)の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5	全国健康保険協会	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(5)の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(11)の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6	全国健康保険協会	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(6)の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(15)の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7	都道府県知事	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(17)の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(27)の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(22)の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(38)の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先9 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(26)の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(42)の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10	社会福祉協議会	日本私立学校振興・共済事業団	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(30)の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表(56の項)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は 低利で資金を融通する事業の実施に関する事 務であって主務省令で定めるものにて使用	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に 関する事務であって主務省令で定めるものにて使 用	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11	日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(33)の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表(65の項)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に 関する事務であって主務省令で定めるものにて使 用	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に 関する事務であって主務省令で定めるものにて使 用	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12	国家公務員共済組合	市町村長又は国民健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(39)の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表(69の項)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に 関する事務であって主務省令で定めるものにて使 用	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険 料の徴収に関する事務であって主務省令で定める ものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(42)の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表(70の項)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険 料の徴収に関する事務であって主務省令で定める ものにて使用	国民健康保険法による保険給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(43)の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表(80の項)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるものにて使用	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関す る事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等	地方公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(46の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(83の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先15 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	地方公務員共済組合法による短期保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(56の2の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(86の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17	地方公務員共済組合	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(58の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(87の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ②提供先における用途	地方公務員共済組合法による短期保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(61の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(108の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19	市町村長	後期高齢者医療広域連合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(62の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(115の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	高齢者医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(80の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(116の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21	後期高齢者医療広域連合	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(81の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(125の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21 ②提供先における用途	高齢者医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先22	厚生労働大臣又は共済組合等	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先22 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(83の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(128の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先22 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先23	都道府県知事等	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先23 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(87の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(131の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先23 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24	厚生労働大臣	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(88の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(132の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(90の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(137の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先26	市町村長	独立行政法人日本学生支援機構	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先26 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(94の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(141の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先26 ②提供先における用途	8	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先27	厚生労働大臣又は共済組合等	都道府県知事又は市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先27 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(95の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(145の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先27 ②提供先における用途	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先28	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先28 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(97の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(158の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先28 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先29	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先29 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(106の項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表(161の項)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先29 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の 貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置 について」に基づく外国人であって生活に困窮する 者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収 の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務 であって主務省令で定めるものにて使用	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先30	都道府県知事又は市町村長	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先30 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(109の項)	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先30 ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律による自立支援給付の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先30 ③提供する情報	介護保険給付等関係情報	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先30 ④提供する情報の対象となる本 人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先30 ⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護 保険の被保険者及びその世帯員等のうち、 個人番号を有する者	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先30 ⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先30 ⑦時期・頻度	随時	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先31	厚生労働大臣	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先31 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(117の項)	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先31 ②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律によ る年金生活者支援給付金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるものにて使用	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けられ ない

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先31 ③提供する情報	介護保険給付等関係情報	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先31 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先31 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先31 ⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先31 ⑦時期・頻度	随時	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32	都道府県知事	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32 ①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(120の項)	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32 ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32 ③提供する情報	介護保険給付等関係情報	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32 ⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先32 ⑦時期・頻度	随時	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(15の項)	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表23の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(30の項)	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表44の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	企画部 福祉保健課	福祉保健部 福祉保健課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(36の2の項)	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表55の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(59の項)	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同法第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表85の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(63の項)	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表95の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(84の項)	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものにて使用	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号利用法第9条第1項 別表117の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	執務室内のさらに四方を囲まれた部屋に設置されたサーバ内に保管、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	〈大分市における措置〉 ・入室管理(※)を行っているサーバー室並びに、施錠可能なサーバー室に設置したサーバー等に保管する。 ・また、サーバー等へのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ・バックアップ等を保存する外部媒体については、入室管理を行っているサーバー室にある施錠ができる部屋に保管する。 ※原則として、サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。その他、入室権限を付与していないものが、一時的にサーバー等の管理で入室する場合は、所属・氏名・用務等を記録させうえて、入退室管理カードを貸与し入退室を管理している。	事前	重要な変更
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		〈PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務〉 PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された大分市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	重要な変更
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考		〈PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務〉 ・大分市の領域に保管されたデータのみ、PMHを用いて消去することができる。 ・大分市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目	別添1のとおり (現行システムの記録項目)	別添1のとおり (PMH導入に伴う記録項目の追加)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク: 目的外の入手が行われる リスクに対する措置の内容	・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不必要な閲覧から情報が入手できないようにする。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。	・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不必要な閲覧から情報が入手できないようにする。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 〈PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)からPMHに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携する が、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・PMHのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事前	重要な変更

令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・個人番号利用対象以外の業務、または個人番号を必要としない業務からのアクセスについては、個人番号が含まれない情報のみを提供されるようアクセス制御を行っている。	・個人番号利用対象以外の業務、または個人番号を必要としない業務からのアクセスについては、個人番号が含まれない情報のみを提供されるようアクセス制御を行っている。 ＜PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ ・PMHにアクセスする大分市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・PMHでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPMHに接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関からはオンライン資格確認端末を利用して既存の閉域網経由でPMHに接続するが、介護保険者番号と介護被保険者番号を用いて必要な情報にアクセスし、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・介護事業所からはインターネットからマイナ資格確認アプリと介護保険資格等WEBサービスで認証を行った後、介護保険資格等WEBサービス経由でPMHに接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・介護事業所からは経由でPMHに接続するが、介護保険者番号と介護被保険者番号をキーに必要な情報にアクセスし、個人番号にはアクセスできないよう制御している。	事前	重要な変更
令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・介護保険システムを利用する者(職員、派遣者、委託先等)の特定、また、個人番号の照会権限の有無を特定し、個人ごとに割り当てたユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。	・介護保険システムを利用する者(職員、派遣者、委託先等)の特定、また、個人番号の照会権限の有無を特定し、個人ごとに割り当てたユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。 ＜PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ - 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・大分市は、PMHのアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・PMHのログインはユーザーID・パスワードで行う。 ・PMHへのログイン用のユーザーIDは、管理者に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・PMHにおける特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPMHへの連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。 ・連携に利用する外部記録媒体は、パスワードによる制御をかけ、鍵のかかる場所で保管する。	事前	重要な変更
令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の内容	(1) 秘密の保持 (2) 適正管理のために必要な措置を講じる (3) 目的外利用及び提供の禁止 (4) 複写又は複製の禁止 (5) 資料等の返還 (6) 業務従事者への周知 (7) 必要に応じて随時調査を行う (8) 事故報告 (9) 承諾を得ていない再委託の禁止	(1) 秘密の保持 (2) 適正管理のために必要な措置を講じる (3) 目的外利用及び提供の禁止 (4) 複写又は複製の禁止 (5) 資料等の返還 (6) 業務従事者への周知 (7) 必要に応じて随時調査を行う (8) 事故報告 (9) 承諾を得ていない再委託の禁止 ＜PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ - 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	事前	重要な変更
令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事前	重要な変更

令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	-	「大分市における情報セキュリティの基本的な考え方」及び「大分市情報セキュリティ対策基準」を遵守させる契約を結んでいる。 〈PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検 (年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。	事前	重要な変更
令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容	-	〈PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	事前	重要な変更
令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報の移転の際は、番号法に定められた業務に必要な情報のみを提供することとしている。 ・庁内連携システムは、定められた仕様以外の連携ができないようになっている。	・特定個人情報の移転の際は、番号利用法に定められた業務に必要な情報のみを提供することとしている。 ・庁内連携システムは、定められた仕様以外の連携ができないようになっている。	事後	重要な変更に当たらない変更 (文言の修正)
令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・プラットフォームの措置】 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	【中間サーバー・プラットフォームの措置】 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更に当たらない変更 (文言の修正)
令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアの措置】 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可用照会リスト(※2)を情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	【中間サーバー・ソフトウェアの措置】 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可用照会リスト(※2)を情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更に当たらない変更 (文言の修正)

令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容		＜PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ ○物理的対策 PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ○技術的対策 PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。	事前	重要な変更
令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容		主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された大分市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・大分市の端末とPMHとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・大分市の端末とPMHとの通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点到に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。	事前	重要な変更
令和6年12月2日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【大分市の措置】 (1) 関係職員（非常勤職員、臨時職員等を含む）に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 (2) 委託業者に対しては、従業者にに対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務付け、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。 【中間サーバー・プラットフォームの措置】 (1) 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2) 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	【大分市の措置】 (1) 関係職員（会計年度任用職員等を含む）に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 (2) 委託業者に対しては、従業者にに対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務付け、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。 【中間サーバー・プラットフォームの措置】 (1) 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2) 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	重要な変更にとつたらない変更 (文言の修正)
令和6年12月2日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	大分市 福祉保健部 長寿福祉課 870－8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問い合わせ先電話番号 097－537－5741	大分市 福祉保健部 長寿福祉課 870－8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問い合わせ先電話番号 097－537－5679	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月2日	Ⅴ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年6月22日	令和6年10月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	(1)団体内統合宛名管理機能 ・団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 (2)宛名情報管理機能 ・氏名、住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 (3)中間サーバー連携機能 ・中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	(1)団体内統合宛名管理機能 ・団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 (2)宛名情報管理機能 ・氏名、住所などの基本5情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 (3)中間サーバー連携機能 ・中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年6月30日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大分市福祉保健部 長寿福祉課 大分市企画部 情報政策課	大分市福祉保健部 長寿福祉課 大分市企画部 デジタル戦略局 情報政策課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(1)個人番号、その他識別情報：対象者を特定するため。 (2)4情報：対象者を特定し、被保険者証、通知書等の送付先情報として使用するため。 (3)連絡先：問い合わせ等の連絡をするため。 (4)その他住民票関係情報：被保険者の住所、世帯状況を把握するため。 (5)地方税関係情報：保険料の賦課、給付事務等を正確に行うため。 (6)健康・医療関係情報：認定審査において主治医の意見書等を使用するため。 (7)医療保険関係情報：第2号被保険者の資格管理、高額医療合算等を行うため。 (8)障害福祉関係情報：適用除外施設への入居の有無を確認するため。 (9)生活保護・社会福祉関係情報：保険料賦課、給付事務等を正確に行うため。 (10)介護・高齢者福祉関係情報：資格管理、保険料賦課、給付事務、PMHとの情報連携事務等を正確に行うため。 (11)年金関係情報：老齢福祉年金の受給状況の把握、年金からの特別徴収を行うため。 <PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務> ・識別情報（その他識別情報） PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報（その他） 介護保険資格等情報…（介護保険事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、）PMHが、外部と情報連携するために必要となる。	(1)個人番号、その他識別情報：対象者を特定するため。 (2)5情報：対象者を特定し、被保険者証、通知書等の送付先情報として使用するため。 (3)連絡先：問い合わせ等の連絡をするため。 (4)その他住民票関係情報：被保険者の住所、世帯状況を把握するため。 (5)地方税関係情報：保険料の賦課、給付事務等を正確に行うため。 (6)健康・医療関係情報：認定審査において主治医の意見書等を使用するため。 (7)医療保険関係情報：第2号被保険者の資格管理、高額医療合算等を行うため。 (8)障害福祉関係情報：適用除外施設への入居の有無を確認するため。 (9)生活保護・社会福祉関係情報：保険料賦課、給付事務等を正確に行うため。 (10)介護・高齢者福祉関係情報：資格管理、保険料賦課、給付事務、PMHとの情報連携事務等を正確に行うため。 (11)年金関係情報：老齢福祉年金の受給状況の把握、年金からの特別徴収を行うため。 <PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務> ・識別情報（その他識別情報） PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報（その他） 介護保険資格等情報…（介護保険事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、）PMHが、外部と情報連携するために必要となる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<大分市における措置> ・入室管理(※)を行っているサーバー室並びに、施錠可能なサーバー室に設置したサーバー等に保管する。 また、サーバー等へのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ・バックアップ等を保存する外部媒体については、入室管理を行っているサーバー室にある施錠ができる部屋に保管する。 ※原則として、サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。その他、入室権限を付与していないものが、一時的にサーバー等の管理で入室する場合は、所属・氏名・用務等を記録させううえで、入退室管理カードを貸与し入退室を管理している。	<大分市における措置> ・入室管理(※)を行っているサーバー室並びに、施錠可能なサーバー室に設置したサーバー等に保管する。 また、サーバー等へのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ・バックアップ等を保存する外部媒体については、入室管理を行っているサーバー室にある施錠ができる部屋に保管する。 ※原則として、サーバー室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。その他、入室権限を付与していないものが、一時的にサーバー等の管理で入室する場合は、所属・氏名・用務等を記録させううえで、入退室管理カードを貸与し入退室を管理している。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務> PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された大分市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	<PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務> PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された大分市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	重要な変更

令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	－	<ガバメントクラウドにおける措置> 1. サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2. 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	－	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・プラットフォームの措置】 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更にとつたらない変更 (誤字・脱字の修正)

令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リスト(※2)を情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	重要な変更にあたらない変更 (誤字・脱字の修正)
令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 情報ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【中間サーバー・ソフトウェアの措置】 (1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームの措置】 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報流出等のリスクを極小化する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムに係る部分のみリスク対策を変更)

令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	＜PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ ○物理的対策 PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ○技術的対策 PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。	＜PMHを活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ ○物理的対策 PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ○技術的対策 PMHは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された大分市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・大分市の端末とPMHとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・大分市の端末とPMHとの通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。	主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された大分市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・大分市の端末とPMHとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・大分市の端末とPMHとの通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ○物理的対策 1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ○技術的対策 1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2. 大分市が委託したASP（「地方公共団体情報システムのがバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。	事前	重要な変更

令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	—	4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 5. 大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6. ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 7. 大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8. 大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	—	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ○物理的対策 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ○技術的対策 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置) 等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	—	③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【大分市の措置】 (1) 関係職員 (会計年度任用職員等を含む) に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 (2) 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務付け、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。 【中間サーバー・プラットフォームの措置】 (1) 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2) 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	【大分市の措置】 (1) 関係職員 (会計年度任用職員等を含む) に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 (2) 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務付け、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA (情報処理推進機構) が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則 (接続運用規程等) や情報セキュリティに関する教育を年次 (年2回) 及び随時 (新規要員着任時) 実施することとしている。	事後	重要な変更に当たらない変更 (誤字・脱字の修正)
令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	【中間サーバー・プラットフォームの措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	重要な変更

令和7年6月30日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	—	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
-----------	-------------------------	---	---	----	-------